

諸外国における最低賃金制度の概要等

諸外国の最低賃金制度
その1 主要欧米諸国

資料出所: 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
「2018データブック国際労働比較」より転載

根拠法	アメリカ			ドイツ	フランス	労働協約拡張方式
	連邦最低賃金	州別最低賃金	イギリス			
日本 ¹⁾	最低賃金法(1959年)	最低賃金法(1959年)	最低賃金法(1998)	最低賃金法(MiLoG)(2016)	SMIC(Salaire minimum interprofessionnel de croissance)	労働協約拡張方式
決定方式	審議会(労・使・公益で構成)方式 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。 ・地域別最低賃金と特定最低賃金がある。地域別最低賃金は47都道府県別に設定。特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認められる産業について設定(全国で233件設定、適用使用者11万人、適用労働者319万人。2017年4月1日現在)。	各州法 議会議決方式、審議会方式の併用等 連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない。州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。また、州によって最低賃金の定めがないところもある。ほか、チップを受け取る労働者の最低賃金は低額にされる。	最低賃金法(1998) 審議会方式 最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。	最低賃金法(2016) 審議会方式 ・定期的に見直しを行う(2017年以降、2年毎に改訂) ・最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表(アドバイザリーとして学識代表も参加)で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえ、政府が決定する。	労働協約拡張方式 労働協約拡張方式 協約当事者の交渉による。	
設定方式	地域別(都道府県別) ・特定(産業別)最低賃金(全国) または、都道府県別(一産業別) <地域別> 848円/時間 (全国加重平均、2017年10月発効、都道府県により発効日は異なる)	州内一律(一部、条例等により市・郡に独自の最低賃金がある)	全国一律	全国一律 (但し、産別最低賃金が法定最低賃金を上回る場合には産別最低賃金が適用される)	全国一律 9,88ユーロ/時間 (2018年1月1日～) 2009年12月の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	地域・業種別 各労働協約による
最低賃金額	5,85ドル/時間 (2007年7月24日～) 6,55ドル/時間 (2008年7月24日～) 7,25ドル/時間 (2009年7月24日～)	6,15ドル/時間 (ジョージア、ワイオミング) ～12,60ドル/時間 (最高額コロンビア特別区、アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、サウス・カロライナ、テネシーの各州には州別最低賃金がない。 (2018年1月現在)	一般(25歳以上): 7,50ポンド/時間 (2017年4月～)	8,84ユーロ/時間 (2017年1月1日～)	9,88ユーロ/時間 (2018年1月1日～)	
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業 あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

根拠法	アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス	労働協約拡張方式
	連邦最低賃金	州別最低賃金				
日本 ¹⁾	最低賃金法(1969年) [減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 (1) 精神または身体の障害により著しく労働能力が低い者 (2) 試用期間中の者 (3) 基礎的な技能等を内容とする職業訓練を受けける者のうちの一定の者 (4) 恒易な業務に従事する者 (5) 断続的労働に従事する者	公正労働基準法 [適用除外] ・ 管理職、専門職等 ・ 小規模従業者等 [減額措置] (雇い始めから90日間) ・ 障害者 ・ チップを得る従業員 ・ 学生 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル(時間)。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル(但しチップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない)	各州法 州により異なる。	最低賃金法(MiLoG)(2016) [適用除外] ・ 未成年者(16歳未満)、職業訓練実習生の一部、長期失業者の就職時(開始から6か月)等 [減額措置] ・ 18歳未満 ・ 見習訓練生、研修生等 17歳・10%減、 17歳未満・20%減、 (但し、6か月以上勤務で減額措置なし) 職業訓練生、若年の各種雇用援助措置を受けている者:22~75%減	SMIC(Salaire minimum interprofessionnel de croissance) 労働時間を把握することができない労働者(訪問販売員などの一部) [減額措置] ・ 18歳未満 ・ 見習訓練生、研修生等 17歳・10%減、 17歳未満・20%減、 (但し、6か月以上勤務で減額措置なし) 職業訓練生、若年の各種雇用援助措置を受けている者:22~75%減	労働協約拡張方式 労働法典
影響率等	影響率1.0%(2016年度厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」より)(日本における「影響率」とは地域別最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を正した回数となる労働者割合のこと)	被用者の2.7%(2009年)	州により異なる。	最低賃金法(1998) [適用除外] ・ 自営業者 ・ 学生の一部 ・ 軍人、漁師の一部等 [減額措置] 16~24歳: 21~24歳: 7.05ポンド/時、 18~20歳: 5.60ポンド/時、 16~17歳: 4.05ポンド/時、 アプレンティスマシツプ(養成訓練)参加者で、19歳未満、または19歳以上で参加から1年未満の者は3.50ポンド/時	全被用者の10.6%(165万人)(2017年1月)	
罰則等	(1) 地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、50万円以下の罰金(最低賃金法) (2) 特定(産別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金(労働基準法)	故意の違反については1件当たり10,000ドル以下の罰金。 違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1,100ドル以下の行政上の制裁金。 第26号条約、第131号条約ともに批准せず。	未払い分の賃金の200%(労働者一人につき2万ポンド以下)の罰金、違反雇用主名の公表	最高50万ユーロの罰金、公共調達からの除外があり得る。	労働者一人につき1,500ユーロ以下の罰金 (再犯は3,000ユーロ以下)	労働者一人につき、罰金750ユーロ以下
ILO条約批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)		未払い分の賃金の200%(労働者一人につき2万ポンド以下)の罰金、違反雇用主名の公表	最高50万ユーロの罰金、公共調達からの除外があり得る。	労働者一人につき1,500ユーロ以下の罰金 (再犯は3,000ユーロ以下)	労働者一人につき、罰金750ユーロ以下
労働協約拡張適用制度	あり	なし			あり	

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト
アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ウェブサイト
フランス:労働省ウェブサイト

(注) 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。この改正により、地域別最低賃金決定の基準となる労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、不払いに係る罰金の引上げ(上限60万円)が定められた。

イギリス:Gov.ukウェブサイト
ドイツ:連邦政府広報、連邦労働社会省ウェブサイト
フランス:労働省ウェブサイト等

諸外国の最低賃金額の推移

資料出所: 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
「2018データブック国際労働比較」より転載

(単位: 各国通貨/local currency)

	基準	2010年	2014	2015	2016	2017	2018 ¹⁾
日本 ²⁾	JPN 時, h	730	780	798	823	848	848
アメリカ	USA 時, h	7.25 ³⁾	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25
カナダ ⁴⁾	CAN 時, h	8.25~	10.00~	10.20~	10.50~	10.50~	10.85~
		10.00	11.00	11.00	13.00	13.00	14.00
イギリス ⁵⁾	UK 時, h						
一般(25~歳/age)		5.93	6.50	6.70	7.20	7.50	7.83
一般(21~24)		5.93	6.50	6.70	6.95	7.05	7.38
若年者(18~20)		4.92	5.13	5.30	5.55	5.60	5.90
若年者(16~17)		3.64	3.79	3.87	4.00	4.05	4.20
ドイツ	DEU 時, h	—	—	8.5	8.5	8.84	8.84
フランス ⁶⁾	FRA 時, h	8.86	9.53	9.61	9.67	9.76	9.88
スペイン	ESP 月, m	738.85	752.85	756.70	764.40	825.65	858.55
ポルトガル	PRT 月, m	554.17	565.83	589.17	618.33	649.83	676.67
中国 ⁷⁾	CHN 月, m						
深圳市/Shenzhen		1,100	1,808	2,030	2,030	2,130	2,130
上海市/Shanghai		1,120	1,820	2,020	2,190	2,300	2,300
北京市/Peking		960	1,560	1,720	1,890	2,000	2,000
韓国	KOR 時, h	4,110	5,210	5,580	6,030	6,470	7,530
マレーシア ⁸⁾	MYS 月, m	—	900	900	1,000	1,000	1,000
タイ ⁹⁾	THA 日, d	206	300	300	300	310	310
インドネシア ¹⁰⁾	IDN 月, m	1,118,009	2,441,000	2,700,000	3,100,000	3,355,750	3,648,035
フィリピン ¹¹⁾	PHL 日, d						
非農業/Non-agriculture		404	466	481	491	491	512
農業/Agriculture		367	429	444	454	454	475
インド ¹²⁾	IND 日, d	203	329	348	353	374	513
ベトナム ¹³⁾	VNM 月, m	1,340,000	2,750,000	3,100,000	3,500,000	3,750,000	3,980,000
ミャンマー	MMR 日, d	—	—	3,600	3,600	3,600	3,600
ラオス	LAO 月, m	569,000	626,000	900,000	900,000	900,000	900,000
カンボジア ¹⁴⁾	KHM 月, m	61	100	128	140	153	170

資料出所: 各国労働省及び統計局資料

- (注) 1) 2018年は1月時点の最低賃金額。
 2) 各年改定後の地域別最低賃金額の全国加重平均値。
 3) 2009年7月24日から。
 4) 各年改定後の州別最低賃金(General Minimum Wages), 適用期間は州によって異なる。各州とも別途職種別最賃を定めている。
 5) 2017年以降, 毎年4月に改定(従来は毎年10月)。なお, 2016年4月からの25歳以上向け額の新設に伴い, 21~24歳が別区分となった。また, 2010年に一般額の適用対象年齢の下限を22歳から21歳に引き下げ。
 6) 2010年より原則として毎年1月1日に改定。
 7) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。
 8) サバ, サラワク州を除く半島マレーシア11州。
 9) バンコクなど7県。2013~2016年は全国一律。
 10) ジャカルタ特別州。
 11) マニラ首都圏。緊急生活手当(COLA)を含む。
 12) デリー政府直轄地における, 未熟練労働者対象。
 13) 第1地域(ハノイ, ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)。
 14) 衣料・はき物製造業の最低賃金であり, 通貨単位は国内で主に流通している米ドル。

各国の最低賃金額

1 イギリス (単位:ポンド)

時間額

発効日	25歳以上	24-21歳	20-18歳	17-16歳	見習訓練参加者
2018年4月1日	7.83	7.38	5.90	4.20	3.70
※日本円で換算	¥1,145	¥1,080	¥863	¥614	¥541

出所:イギリス政府(GOV.UK)ウェブサイト

2 フランス (単位:ユーロ)

発効日	時間額	月(151.67時間)
2018年1月1日	9.88	1,498.47
※日本円で換算	¥1,284	¥194,786

出所:フランス国立経済統計研究所(Insee)ウェブサイト

3 ドイツ (単位:ユーロ)

発効日	時間額
2017年1月1日	8.84
※日本円で換算	¥1,149

出所:ドイツ連邦労働社会省(BMAS)ウェブサイト

※日本円への換算は事務局が下記レートで算出

日本円為替レート

2018/7/25

英ポンド	146.28
ユーロ	129.99
米ドル	111.30
カナダドル	84.56
オーストラリアドル	82.35
ウオン	0.10

4 アメリカ 連邦および各州 (単位は米ドル)

発効日は州ごとに異なる。

出所:アメリカ政府労働省ウェブサイト

連邦最低賃金	7.25	日本円で換算	＄807	連邦最低賃金の発効日は2009年7月24日	連邦最低賃金未滿	2018/7/1	日本円で換算	最低賃金未制定
連邦最低賃金超								
AK アラスカ	9.84	＄1,095	IA アイオワ	GA ジョージア	5.15	＄573	AL アラバマ	
AR アーカンソー	8.50	＄946	ID アイダホ	WY ワイオミング	5.15	＄573	LA ルイジアナ	
AZ アリゾナ	10.50	＄1,169	IN インディア				MS ミシシッピ	
CA カリフォルニア	11.00	＄1,224	KS カンザス				SC サウスカロライナ	
	10.50	＄1,169	KY ケンタッキー				TN テネシー	
CO コロラド	10.20	＄1,135	NC ノースカロライナ					
CT コネチカット	10.10	＄1,124	ND ノースダコタ					
DC ワシントンDC	13.25	＄1,475	NH ニューハンプシャー					
DE デラウェア	8.25	＄918	OK オクラホマ					
FL フロリダ	8.25	＄918	PA ペンシルバニア					
HI ハワイ	10.10	＄1,124	TX テキサス					
IL イリノイ	8.25	＄918	UT ユタ					
MA マサチューセッツ	11.00	＄1,224	VA バージニア					
MD メリーランド	10.10	＄1,124	WI ウィスコンシン					
ME メイン	10.00	＄1,113						
MI ミシガン	9.25	＄1,030						
MN ミネソタ	9.65	＄1,074						
	7.87	＄876						
MO ミズーリ	7.85	＄874						
MT モンタナ	8.30	＄924						
	4.00	＄445						
NE ネブラスカ	9.00	＄1,002						
NJ ニュージャージー	8.60	＄957						
NM ニューメキシコ	7.50	＄835						
NY ニューヨーク	10.40	＄1,158						
NV ネバダ		＄0						
	8.25	＄918						
	7.25	＄807						
OH オハイオ	8.30	＄924						
	7.25	＄807						
OR オレゴン	10.75	＄1,196						
RI ロードアイランド	10.10	＄1,124						
SD サウスダコタ	8.85	＄985						
VT バーモント	10.50	＄1,169						
WA ワシントン	11.50	＄1,280						
WV ウェストバージニア	8.75	＄97						

5 カナダの最低賃金（単位はカナダドル）

発効日は州により異なる

	時間額	日本円で換算
アルバータ	15.00	¥1,268
ブリティッシュコロンビア	12.65	¥1,070
マニトバ	11.35	¥960
ニューブランズウィック	11.25	¥951
ニューファンドランド・ラブラドール	11.15	¥943
ノースウエスト準州	13.46	¥1,138
ノバスコシア	11.00	¥930
ユナブト準州	13.00	¥1,099
オンタリオ	14.00	¥1,184
プリンスエドワードアイランド	11.55	¥977
ケベック	12.00	¥1,015
サスカチュワン	11.06	¥935
ユーコン準州	11.51	¥973

出所:カナダ政府ウェブサイト

6 オーストラリアの最低賃金（単位はオーストラリアドル）

発効日	時間額	日本円で換算
2018年1月1日	18.93	¥1,559

出所:オーストラリア政府 Fair Work Commission ウェブサイト

7 韓国の最低賃金（単位はウォン）

発効日	時間額	日本円で換算
2018年7月1日	7,530	¥738

出所:韓国政府雇用労働部ウェブサイト

